

## 葉山町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 開会年月日 令和 3 年 3 月 2 2 日 (月)
- 2 開会場所 保育園・教育総合センター 会議室 2
- 3 出席委員 教育長 返町和久  
教育長職務代理者 小峰みち子  
委員 鈴木伸久  
委員 水沢 勉  
委員 下位勇一
- 4 出席職員 教育部長 沼田茂昭  
教育総務課長 虫賀和弘  
学校教育課長兼教育研究所長 瀧名恵美子  
生涯学習課長兼図書館長 中川禎久  
学校教育課指導主事 梶浦いづみ、大黒貴文、松本美穂
- 5 議 長 教育長 返町和久
- 6 書 記 教育部長 沼田茂昭
- 7 開 会 午前 1 0 時 0 0 分

### (開会宣言)

教 育 長) ただいまから葉山町教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定による定足数に達しております。したがって、有効に成立しております。

時刻は 10 時ちょうどです。

本日の日程はお手元の次第のとおりです。

日程第 1 前回会議録について、日程第 2 教育長の報告事項について、日程第 3 定例校長会議及び教頭会議について、日程第 4 議案第 26 号「学校医の委嘱について」、日程第 5 議案第 27 号「学校歯科医の委嘱について」、日程第 6 議案第 28 号「葉山町いじめ問題調査会委員の委嘱について」、日程第 7 議案第 29 号「葉山町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則について」、日程第 8 議案第 30 号「葉山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、日程第 9 議案第 31 号「学校教育法施行細則の一部改正について」、日程第 10 議案第 32 号「葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員の委嘱について」、日程第 11 議案第 33 号「葉山町スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、日程第 12 議案第 34 号「葉山町学校運営協議会設置規則について」、日程第 13 議案第 35 号「葉山町学校運営協議会委員の委嘱について」、日程第 14 議案第 36 号「葉山町公立学校教職員の人事異動について」、日程第 15 議案第 37

号「葉山町教育委員会事務局職員の人事異動について」、日程第 16 各課からの報告（生涯学習課・葉山町地域学校協働推進員設置要綱の制定及び委嘱について）、日程第 17 その他となっております。

会議次第について、ご異議ございませんでしょうか。

委員 全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

それでは、会議録作成の都合上、質疑の際には挙手をお願いいたします。こちらで委員の名前を指名した後、発言をお願いします。

また、質疑をされるときには、何についての質問か明確にお願いします。

なお、先ほど確認した日程のとおり、本日は大変議案が多うございますので、それを踏まえて、ご議論に参加していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

(前回会議録について)

教 育 長) それでは、日程第 1 「前回会議録について」を議題といたします。

説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) それでは、2 月定例会につきましてご報告いたします。

2 月定例会の議事録につきましては、既に各委員の皆様には配付させていただいておりますので、内容については省略させていただきます。

なお、2 月定例会は、教育長及び教育委員の出席が 5 名、開会 10 時、閉会 11 時 56 分でございます。

以上です。

教 育 長) それでは、ご意見、ご異議ございますでしょうか。よろしいですか。

委員 全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、前回会議録については、原案どおり承認されました。

(教育長の報告事項について)

教 育 長) 続きまして、日程第 2 「教育長の報告事項について」を議題といたします。

私からご報告いたします。お手元に「教育長報告事項」と題したペーパーがございます。そこに 4 件の記載ございますので、日程に沿って報告をするんですが、定例校長会議及び教頭会議につきましては日程第 3 で扱います。また、中学校卒業式につきましては祝辞送付のみですので、ここでは割愛し、残り 1 件について報告いたします。

なお、お手元に中学校卒業式に際して送付いたしました祝辞、それから、明日になりますけれども、小学校の卒業式に対して送付いたしました祝辞、それぞれお渡

ししてあるかと思しますので、ご覧ください。本来であれば皆さん方に事前にお目通しいただくところですが、こういう形になりまして申し訳ございません。今年はそのようにやらせていただきました。

それでは、残された1件になりますけれども、ご報告いたします。

該当の事案は、3月17日（水曜日）をもって終わりました葉山町議会第1回定例会でございます。資料1として関係資料が添付されてございます。適宜ご参照ください。

前回定例会が2月22日で行われましたので、それ以降の本会議等について報告いたします。

3月2日の火曜日に予算特別委員会がありまして、町長・教育長質問が設定されました。私のほうに与えられた質問は2点ございまして、南郷上ノ山公園の総合的な管理について、しおさい公園の新たな在り方の検討についてという、非常に大きなテーマでございました。

前者については、業務の委任を受けている身ですので、膨大な管理敷地の問題等も併せて、町と協議していくということになるだろうと思います。

後者についても、関東財務局から貸与されている土地であるということもありまして、そこの協定を踏まえた上で在り方について検討していくことになります。在り方検討会議のようなものを考えることも大事かというふうにお答えしたところでございます。

3月12日（金曜日）、本会議の第4日ということになります。この日は、私たちに関係することと言いますと、議案が2本ありまして、1本目は令和3年度一般会計予算案、特別会計予算案、事業会計予算案計5件で、全て可決成立いたしました。

それからもう一つは、次期教育長でございますけれども、稲垣一郎氏を満場一致で承認したということになります。3月12日は以上です。

続いて、3月15、16、17日、月、火、水ですが、葉山町議会本会議の第5、6、7日が開催されてございます。初日が5名、2日目が5名、3日目が3名、合計13名の方からご質問を頂きました。一つ一つの詳細につきましては、お手元の資料に、第一答弁もしくはそれに相当するものをおつけしてございますので、適宜それをご参照いただければよろしいと思います。今回、テーマとしては大きいのかもしれませんが、従来からあるテーマや、予算特別委員会の教育長質問の延長みたいな質問が多かったように思います。

初日の5名の方ですが、土佐議員からは主にスポーツの話がございました。どちらかという、先ほど申し上げたような、南郷上ノ山公園に関する議論の延長の枠内にあるのかというふうに思います。

この日、中村議員もほぼ同様なご質問だったと思います。

待寺議員からは、高校奨学金の増額のような話がございました。所管として検討

することはしていきたいというふうにお答えいたしましたけれども、一方で、大幅に制度をいじるようなことがあるんだとすれば、それは本来の学校教育の延長として私たちが請け負わねばならないような、マターの事項ではなくて、どちらかというと、当該年齢の青年に対する福祉的な事業ではなかろうかというふうに考えている。だから、将来検討するとすれば、そういう方向で総合的に見直すべきだと考えているということを言わせていただいたところでございます。

鈴木議員からは、給食への地場産業食材の提供についてと、外国人の小・中学校入学についてという2つのご質問がありまして、それぞれお手元の資料のような形で部長からお答えいたしました。

3月16日（火曜日）は、まず窪田議員から学校施設における放課後児童健全育成事業の取組はというお尋ねがありました。私たちのスタンスとしては、このコロナ禍にあって、試行的にやってみた放課後学習サポート教室、これをいわば制度化して拡大していく。そういう作業の中で、かつてのように、学校が外部から何かの施策や取組が持ち込まれることに関して、拒絶反応するというようなことはなくなってきたんじゃないかな。敷居がかなり下がってきたように考えているということをお話をし、このサポート事業を着実に進め、行く行くは地域からの支援もいただいて、放課後子ども教室のようなものにつなげていけたらと考えているというふうにお答えいたしました。

近藤議員からは、中学校給食がなぜこんなに遅れたのか、もっと早急にやれたのではないかというお尋ねがありまして、部長が従前どおり、本年6月に給食センター事業再開の見通しについて判断することとし、暫定的な対応については検討中であると答えいたしました。

この日の議論の中では、飯山議員から、やはり南郷上ノ山公園の駐車場の利用についてという話がありましたが、総合的な管理の話の枠内かというふうに思います。

山田議員からは、自転車損害賠償保険に関する呼びかけとか、小型ソーラーパネルを授業に使うこととか、学校にそういうふうな話、通してほしいという要望がございました。

金崎議員からは、給食センターの建設計画につきまして、様々なご質問を頂いております。宅造の許可ですとか、道路拡幅の進捗ですとか、いろいろお尋ねがありまして、参事や部長が適宜お答えしたところでございます。

最後に、中学校給食の明確なビジョンを示せないまま退職することへの思いはというご質問がありまして、部長と私が大変無念である旨のお答えをしたところでございます。

3月17日ですけれども、石岡議員からは特にございません。

笠原議員からは、ウィズコロナ時代の保健増進策とスポーツについて、これまたすごく大がかりな質問を頂きました。私のほうからは、健康につながる基礎的な運

動により着目が集まったのが、このウィズコロナ時代の特徴なんじゃないか。そこで、そういうことにしっかり力を入れていくということと、安心・安全とスポーツの両立ということを絶えず考慮しながら、スポーツ推進はやるべきなんじゃないかなろうかということをお答えいたしました。

もう一つ、葉山に多い里山、斜面地などの活用はというお尋ねがありました。町長がお答えした後、私のほうにも振られたので大変びっくりしたんですけれども。葉山の山というのは、葉山にとって大変大きな活用ソースなので、その魅力を子どもたちに学ばせたいというふうにお答えしました。

一番最後、13人目、荒井議員ですけれども、子どもたちの浄化センター見学はどうかということで、部長から複数の学校で行っている旨、お伝えしたところでございます。

荒井議員が時間を23分ほど残していただいて、退職する沼田部長にお別れのスピーチをというふうな時間枠をつくっていただいて、部長が大変味のある、いいお話をされたように思います。

一般質問全てが終わった後、私にもスピーチをする時間があったんですが、本当は短くできるんだということを証明しようという意図もありまして、10分でやめることにいたしました。一応終わりですので、関わった全ての方に関する感謝を順繰りに述べていったわけですけれども、鈴木委員はお気に召さなかったみたいで、お叱りを頂いて。また、3か所で笑いを取る予定だったんですけど、十分には取り切れなかったので、多少失敗作かなと思いつつながら降壇したところでございます。

以上でございます。何かご質疑がございましたらお願いいたします。鈴木委員。

鈴木委員) 窪田議員から、子どもの放課後の居場所の問題、指摘されておりましたよね。今、教育長のほうからは、これを順番にということだったんですけれども。参考までに、どういうふうに関わったら学校開放ができるものかなというのは、教育長のご見解をぜひ聞いておきたいなと。それは僕自身は前から、開放することは反対じゃないんですね、場所提供は。ただ、常に言っているように、教員の負担を減らしたい、働き方改革をやってるさなかで、教師が関わった形での放課後の居場所というのが設定されてしまうと、教師の負担がまた増える。私はそれは避けたい。教育長、どんなふうにお考えですか。

教育長) 新しいことを始めるときに、着手した時期、しばらくの間は教員の負担が若干増えることは否めない。特に、今手がけている事業で、鈴木委員のご質問に近いところにあるのがコミュニティ・スクール構想だと思いますけど、これについて多少の負担は否めないというふうに思います。ただし、これも運営をどれだけ充実させられるかということに関わっていますけれども、中長期的には、私たちが成功例として参考にしてきた横浜市東山田中学校の例が示すように、むしろ地域の様々な助力を得て、現在の葉山の学校で地域からサポートを受けてやっている事業のみなら

ず、広い範囲まで援助を受けて、教員の負担を軽減しながら学校を活性化するような道がつけれるというふうに思っています。

それから、ただいまの、学童なんかと絡めた放課後の学校開放ですけれども、率直に言って、負担的な意味では、私はアレルギー感情だけだったんじゃないかというふうに思います。何かあった場合には確かに子どものもとに走って行ってやらざるを得ませんが、放課後、子どもが遊んでいてそこでけががしたって飛んで行かないといけないので。一旦放課後になれば、立場上は直接の責任は法律上かからないと思うけれど、それでも、学童なり、放課後子ども教室の中で何か起こったときに、その子ども教室を管理するというふうに指定された人以外に、教員もその助けに行くみたいなこと、それはしょうがないと思います。ただし、基本的な通常運営の中では、負担がかからないようにすることは十分可能だと思います。

なので、狭い視野で、自分の学校で考えれば、そこに勤めてる身としては、何となく負担だなど思うかもしれませんが、世の中全体としては、それを推進していくことは、教員だって、お子さんいっぱい抱えているわけだし、いろんな市町が全てそういうことを完備していくことは、教員の広い意味での働き方のアシストになるんじゃないか、そんなふうに思っています。

私が懸念しているのは、それよりも物理的な問題です。35人学級推進は本当に悲願だったから、ぜひやるべきだと思っていますし、もっと将来的には、30、25って下げていくべきだと思っているんですけど。当面、子どもの数が劇的に減ってくるまでの間は、暫定的には教室数を現状よりも多く必要とする可能性があります。一般質問でご質問くださったら分かりやすく説明しようかと思っていたんですけど、39人×2で78でやっていた。そこを35人学級にすると26人×3学級になります。すると、3人教員が要るので、教室数1つ必要になります。複数学年でこういうことが起こった場合については、俗に言う空き教室ですか、それをやめても足りるかどうかという問題が必ず起こってくるんです。果たして放課後用の教室がしっかり確保できるかという問題です。

それから併せて、物理的な問題じゃないですけど、39人ずつ2人のベテラン教員が見ているのと、26人×3で、1つに新採用の教員が入ってくるのと、短期的には学校運営上というか、生徒指導上のリスクが増すんじゃないかって、個人的にはそう思っています。特に、今、大幅な人事交代期で、ベテランの教員が大量に退職をして、新採用がどっと入ってきます。そうすると、単純に学級の人数が減ったからいいでしょうと言えないようなことが起こってくるのか。そういうこともしっかり念頭に置きながら学校の少人数学級化を進めていかなきゃいけない、そんなふうに考えています。これは、放課後教室の問題と直接関係はありませんが。

うまいお答えになっているかどうかは分かりませんが、そんなふうに考えています。

ほかには。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員) 参考までにお聞きしたい。沼田部長は近藤議員の質問に対して、中学校給食について、遅れていることについては暫定措置を検討せざるを得ないんじゃないかと、教育長もそれに答えられているんですけど。暫定給食、これ中学校だけですよ、小学校はあるんですから。どんなふうに考えられてるのか。どんなことが可能かなと。沼田部長が今まで関わってこられたこと、私もそうなんですけど、暫定としてやる場合、どんなことができるかなというふうに、個人的な見解でいいんですけど、ちょっとお聞かせいただければ。

教育長) どうぞ、沼田教育部長。

教育部長) 主に、親子方式とデリバリー方式と言われるものが考えられます。現在、担当課でいろいろ資料を集めています。

鈴木委員) 同じ質問でよろしいですか。

教育長) 少し踏み込んでお答えをすると、今ペンディング状態です、給食センターについては。このペンディングって、期間が5年、10年にわたることもあるかもしれない。これまで葉山の中で最も効率的・合理的にやるのは、やっぱり集中的な給食センターだろうと言ってきました。そのことは青写真として間違っているとは思わないけれど、ただ、10年ペンディングといった場合には、一旦なしという言い方をすることも可能です。私たちが目指すべきものは何かといたら、やっぱり中学校給食を早急に実現したいということなのであって、給食センターにずっとこだわるあまり、暫定措置に関しての検討が、精密を欠くようなことがあっていいとは思っていないんです。

なので、5年、10年ぐらいの中断があるとしても、それに見合ったものを、今、部長が2つの方式と言いましたけど、2つの中で細かいまたバリエーションがあるかと思えますけれど、改めて考えていけばいいんじゃないかと思っています。

先ほど部長や参事が答弁したとおり、多少遅れていても、進入路の整備とか、給食センター予定地の整備とか、そういうものは進んでいくと思うんです。でも、その進んでいくスピードで、そのまま給食センターに突入することが多分難しいんじゃないかというふうに考えられるところもあるかと思えます。そういうふうな、判断の余地みたいところを少し幅広くとって対応したほうがいいんじゃないかというつもりで、いろんなことを言わせてもらったんです。次の人が幅が広いほうが拾う余地も大きいので、そうしたほうがいいかと思いました。

何を言ってるか、隔靴搔痒だったかもしれませんが、そんなふうに考えております。

鈴木委員) ありがとうございます。

教育長) ほかに。よろしいですか。

それでは、ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上、教育長の報告事項についてはこれをもって終了いたします。

(定例校長会議及び教頭会議について)

教 育 長) 続いて、日程第3「定例校長会議及び教頭会議について」を議題といたします。

この2つの会議について、併せて報告します。

まず、3月4日に開催されました定例校長会議でございます。資料2として次第が添付してございますので、適宜ご参照ください。冒頭の教育長挨拶の内容を概略報告いたします。そのまま引き続き教頭会議冒頭の教育長講話の内容を概略ご報告いたします。それ以外に関しては、必要であれば学校教育課長から報告いたします。

まず、定例校長会議でございます。始めに、年度の終わりに当たっての雑感というか、幾つか感想みたいなものを言わせていただきました。

最初に、この1年間のお礼ということで、一般の先生方にも伝わるというなというつもりで、この困難な年を、大きな事故を起こすことなく乗り切れた、それに関しては本当に感謝しているということを一言言わせていただきました。

その上で、雑感なんですけども、2月25日号の上山口小学校だよりに「葉っぱのフレディ」という、絵本の要約と、それに関する滝川校長のコメントがありまして、若干それに触発されたところがあります。あまりかたい総括みたいなものはやめようということで、自分の所感みたいなことを述べました。うまくいったかどうかは分からないんですけども。

今年の大河ドラマは、ご承知のように渋沢栄一さんが取り上げられていまして、お礼にもなるわけですけれども。渋沢栄一という人はあれだけの数の企業を興し、日本の資本主義の基礎を築いた方だということになってございます。その彼が様々な企業を興すに当たって、人々に説いたことの一つに、道徳経済合一説というものがあるそうです。私、渋沢さんのことは小説でしか読んだことがなく、彼のそういう思想が論述の中に入っているのか知らないんで、新聞の記事で内容を理解しています。利潤の追求のために、企業活動、経済活動が存在するけれども、企業者たる者は必ず道徳的なことについてももしっかり考えるべきだと。自分のお金もうけが道徳と乖離した形で行われてはいけない。たしか関東大震災なんかでもすごく復興に努力された方だと思うので、企業活動で得た利益をきちっと社会の幸福のために、福利のために活用しなさいということをおっしゃっていたと理解いたしました。

例えばヨーロッパ思想史だと、そもそもピューリタニズムという考え方の中にこれに近いものがありまして、神のために働く限りは利潤追求は許される。でも、神のために得た利潤だから、それは社会還元すべきだという考え方があって、欧米で、特にアメリカなんかで、企業利益を美術館の創設とか、オーケストラの支援活動に使ったりしますね。そういう考え方の底には、遠くピューリタニズムに発するような考え方があるということをご紹介した上で、一時期非常に評判が悪かった、経済



学の父と呼ばれているアダム・スミスという人が利潤追求とその自由放任を説き、予定調和的にそれが経済的にマキシマムの効果を生むというふうな学説を唱えたことになっている。それは違うということ、を、るるお話しさせていただきました。

スミスにとって人間には必ず利己的な部分があって、これを捨てることはできないし、そういう利己的な部分が個人レベルでは経済活動のエンジンになるわけなので、これを捨てるとか何とか、そういう道義的な説教をすることはよろしくないというふうに考えます。なので、そういう、利己的な側面を持った人間が利益を追求していったら、それが社会的に悪い方向に行かないような、そういう仕掛けや仕組みみたいなものについて研究していきます。

2つの側面があって、1つは、人間の道徳心がどうやって生まれるかという話になります。そのことを「道徳感情論」という巨大な本の中に書きます。アダム・スミスは、ある条件のもとでは、人間がお互いに想像力を駆使して、お互いの立場・境遇を一定程度共有していく中で、自然に、おのずから利己心を追求していくことに関して適宜性が生まれる、適切なラインが生まれるというふうに言っています。

そういう本を書いて、だから大丈夫だという一種の確証を得た上で、では、政策的になぜ自由放任になるのかというと、当時は重商主義という、巨大な利益誘導体系になっているんです、経済政策が。そういう、どこか特定の偏ったところにだけ様々な制度が利益誘導をすると、それが人々の利己的な活動や利己心をゆがめて働かせるので、経済活動そのものを損なうだけじゃなくて、人間の社会活動にとってもよくないことが起こるということを言っているんです。

そういうふうな理論が成り立ったのは、多分 18 世紀の環境だったからだと思いますけれども。勝手に利己心を追求しなさいなんていうことは、この経済学の父であった彼にしても言ったことはないです。そういうことが成り立つような一種の客観的な条件みたいなものに対する考察があって、あるいは、そういうその客観的な条件のもとで人間の心がどういうふうに動くのかということに関する考察があって、初めてそういう政策論的な提言があるということが言いたかったわけです。

全然関係ないかもしれないけれど、私たちが教育施策を提言する場合であっても、それは同じだと思います。どういう制度的な条件、与件があるときに、どんなふうに人の心が働いて、それが何を生むのかというふうな考え方。客観的なものと主観的なものと併せながら考えていくことが大事なんじゃないかならうか、そんなふうに言いたくて、この話を紹介しました。

日本では、名前の割によく知られていない人の代表格の一人ですね。この人はイギリス人じゃない、スコットランド人です。彼が生きた時代、スコットランドは独立運動が盛んで、今もそうですよね。北海油田をスコットランドに返せという運動が盛んにあります。独立運動が盛んで、武装反乱が起きてる時代なんです。そういう時代に生きている。でも、彼は分離主義者じゃなくて、イングランドとの統合主

義者だったんです。統合するのがなぜいいかということに関して、いろいろと追求していく中でこういう国富論のような経済理論が生まれてくる。なので、イングランドに屈服するかそういうことじゃなくて、スコットランドが豊かになるためにはどうすればいいかということ、ナショナリズム的な感情論を排して、冷静に判断すべきだという立場で活動した人だということをお伝えしました。

その後、私が日頃自分に言い聞かせている2つの処世訓みたいなものをご紹介しました。1つは、すごく俗っぽい言葉なんですけど、短期的には悲観主義、長期的には楽観主義。短期的にはいろいろ心配事がいっぱいあって、駄目なんじゃないかと思うぐらいのほうが、いろいろ欠陥や何かを見つけやすいので、悲観して考えるのがいい。楽観すると穴が大きくなっちゃうので、短期的には悲観して考える。でも、それだけやってると、どうしても気力というのは生まれてこない、やろうとしてる趣旨が正しければ、いつか必ず実現できるという、そういう楽観主義を持ったほうが物事うまくいくと思っているということをお伝えしました。この話が校長先生方の励みにもなればいいなというふうに思っています。

もう一つ、この町にやってきて最初の葉山町広報の自己紹介のところに入れた、私のモットーみたいなものがあります。四書五経の中の書経の中に入っている、玩人喪徳、玩物喪志という四字熟語2つです。人を弄べば徳を失い、物を弄べば志を失う。簡単に言うと、前者は人を軽んずるという意味らしいんですけど、もうちょっと言葉を広げて、人をおもちゃにするとか、人を操るとか、例えば金でつってみるとか、ちょっと脅しをかけてみるとか、そういった類いのことを全部含めて私は理解していますけれども、そういうことをしていると自分の人物が腐るよというのが、玩人喪徳です。それから、玩物喪志は、お金みたいなものに執着していくと志が低くなっちゃうよということです。だから、金もうけしたいとか、偉くなりたいとか、そういう動機でもって物事を始めるのは志が低い生き方だということをお伝えしているというふうに理解していて、これは、私がとにかく好きだから、自分の処世訓としてお伝えしました。

澁澤龍彦という人、ご存じですか。そういうエッセイストがいて、この後半の玩物喪志をもじって、後ろのほうを「草紙」って書いたエッセイ集を作っています。こういう道徳的な考え方をちよっともじっているとか、やゆしているようなエッセイ集なんです。そんなこともありました。

ということで、この時点では私がやめるというふうなことは校長に申し上げておりませんが、多少そういう心づもりがあってこんな処世訓めいた話をさせていただいたというところがございます。

その後は学校だより等についてのコメントとか、児童・生徒、教職員の事故・不祥事防止についての簡単なコメントとかをいたしましたけれども、ここでは割愛い

たします。

その他、教育行政に関わる会議等からの情報提供については、既にここで全て報告済みでございますので、やはり省略をさせていただきます。

続きまして、3月8日の月曜日、教育長講話というのを一般会議の冒頭に設定していただきました。松本指導主事から15分限定というふうに厳しいお達示がありまして、守ろうと思っていたけれども、終われば20分でした。申し訳なく思っております。

これが、話をする最後の機会だから、本当に真面目に1時間話そうと思って、すごく沢山材料つくったんだけど、その後、議題が多いので、15分以上与えられないと言われてしまいましたので、大幅カットでございます。

まずは令和2年度を振り返ってのお礼ということで、校長さん方と同じです。

それから、次にお話したのは、少し振り返りまして、平成26年4月にこの町の教育事情に関しては大変だよと言われて来ているんですね。むしろ意気揚々としてやってきました。予想されたことに対してどう取り組むかというのを、当時の富樫課長にこんな言葉で表現したことを覚えています。第三次プランでもこれを使っただけそうなので、大変うれしく思っていますけれども。開放的で進取の気象に富んだ教育の町、葉山をつくりたい。もしかしたら、学びの町と言ったかもしれないですが、なぜそんな「開放的」とか「進取の気象に富んだ」というような言葉を使いたかったかということに関して、少し教頭さん方にお話をしました。校長たちには何度も言う機会があったんですけども、教頭にはなかなか言う機会がなくて。一言で言えば、「葉山らしい」とか、あるいは「郷土に根差した」とか、そういうふうな、それ自体別に間違っていないとは思いますが、比較的狭苦しいところで、地域密着でやっていさえすれば、そして子どもたちに対して、温かく優しい思いやりのある子どもをつくらせさえすればそれで済むような雰囲気、何ですか、閉じこもるような、うずくまるような、そういう仕方学校をつくってきたんじゃないのかな、そんなふうな思いがありましたので、それを突破したい。新学習指導要領が既に日程に上っていて、言語活動を中心にした新しい教育の仕方、時に思考力・表現力の育成こそ本命じゃないかということが盛んに言われていた時期でしたので、そういったことに見合う教育をしていきたい。そのためには、学校自身が外に向かって開かれてなきゃいけないし、進取の気象に富んだということで、様々な場所に出されているいろいろな提言とか、先進的な県・市・町村で盛んに行われている、より優れたやり方を一生懸命学ぶような気風を育てたいと、そんな思いでこういう一種の看板を掲げました。

当時は、PTA連絡協議会の総会か何かの場では、縦の連携、横の連携みたいな言い方をしてたと思うんですけど、まず、それぞれの学校が自分の学校の中だけで、指定されたから仕方なく研究授業をやったりするのではなくて、日常的にやっても

raitai shi, sore kara, 6 kyo no sara ni tokuokushite, omutai ni kichitsu to kouryuu suru you ni shite yatte moraitai, keikaku teki ni omdomete moraitai. tsumari, jibun no gakkou no gai to issho ni yaru koto ga kenkyuu shikawomete daijizidashi, atarimamondan daitou koto o netoku ittekimashita.

sore kara mou hofude, shougakkou to chugakkou ga renkyoushite, tate ni tsunagaru you na, sou iuu kyougaku itou ka, kyooiku ni mo choushushite moraitai itou koto o ohanashi shite ita wake de sushikedomo, tate ni iku no ni wa era i jikan ga kakatte shimatte. tada shi, 6 kyo zentei de, shounakutomo daigaku no sensei mo irete, maemuki ni kyougaku kenkyuu shite i kou itou ki fuu ni kanshite wa, kanari kaisei saretan de wa nakarou ka. kesshite jufun de wa nai kikedo. toudou, ichiban nanadai daito omowarete ita gakkou nan ka demo, sekin ni kyougaku kenkyuu yari hajimemashita no de. dakara, shoushiyokunatta no ka. ichi shougakkou no eigo no kyougaku kenkyuu, ichi senen deshita ka, sushirashikatta desu ne. aa iuu koto ga dekiru you na tokoro made kitan daito itou, ima no kanji itou n desu ka, sonna koto o omou koto ga arimashita.

tsu chuu de, dou sushiteba sou iuu koto ni shitsuraku ga kowaru ka itou koto o kowete, jibun jishin mo 3 nen zentei de akita ken e ikimashita shi, sore kara, shindou jushu o toidete itta koto mo aru shi, sou iuu koto ni okane o kakeru imi ga aru itou koto o jichidai ni mitemoraitakute, machi chougai mo toidete shimashita. sore kara saigo ni, gakkou 1 mei, kyooiku o toidete ikimashita, akita ken ni. kinbaa de wa, zentei no kyooiku sensei o mizunuma ni toidete ittari mo shimashita. jichidai ni omdomete go jibun tachi de iku itou no ga, nanaka nanaka nanai shiwa iwa ki mo atta tto omou no de, jibun ga toidete itte chouru gurai no tsumori deshita. sou iuu koto o, shitsuraku ni naru ka tto omotte yarimashita.

sou iuu chuu de, machi chougai goi ni pikkuappu shite, kyooiku janai hoto mo 1 dai o toidete shita koto ga arimasu. toudou wa eppan zentei no kai chougai. p t a no itou ka, hogo shou no hoto kara mo shini shi kyooiku ni kanshuu no koto ga ushigaranai kana mitai na koto o kyooiku shite, o toidete shimashita. tada, kenkyuu kyougaku tte, tte ni yuureta gakkou ni kanshite wa, irohon na tokoro kara irohon na sensei hoto ga mi ni kite gottai kaeshite iru no de, amari daijizidai ni iku no mo meiwaku ka katchi chouru no de, tori aiezu jichidai sensei o 1 dai daitan desuikedomo. seirouteki na kyooiku to shite wa, sono kazu omdomete shite, zoro zoro eppan machi p t a ga tsuite itte chouru you na koto o shi tai tto omimashita.

sonna wake de, irohon yatte kita itou koto o go shi shi shita. kono daijizidai wa yononaka tte shiwa iwa ki tto omimashu no de, hikitsuzuki yatte moraitai itou koto de, kore wa kaitan de arimasu.

sono ba wa, kore wa mou zentei ni o toidete omdomete shite naito desuikedomo, jinsei ronpu ni kyooiku sensei hoto ni chotto kotonago o kakase te itadakisashita. kore mo, kiite iru hoto ni totte wa zentei ni toudou daita ka moshirenai naito desuikedo, itaria rinasansu ni nikoro machi kyooiku hoto itou hoto ga imashita. dabinchi nan ka to hoto toudou desu yone. firentsu

エの外交官を務め、ローマ史論とか、それから、短いところでは君主論とかということで、非常に有名な近代政治思想の源流の一つと考えられてる人がいます。彼の君主論の中に、有名な一節で、君主が統治するに当たっては、愛されるほうがいいのか、恐れられるほうがいいのかというふうな質問項目を立てて、可能であればどちらでもあってほしい。ただし、1つしか選べないというんだったら、断じて恐れられるほうがいいと、恐ろしいことが書いてあるわけです。

この場合は統治なんですけど、企業でも行政組織でも、上位者なり、トップの人間が部下をどんなふうに動かしていくのかというふうな問題に置き換えて使うことができる命題なんだと申し上げた上で、あなた方ならどうしますかと。ほかにやり方がありますか。愛され、慕われて、それでうまくいくのと、それから、恐怖というか、そういうやり方で鎮圧する人もいますから。そういうのがいいのかというふうな問いかけをさせていただいて。マキャベリのいたルネサンスの頃って、本当に戦乱続きです。あんなに荒れた時代はなくて、日本の応仁の乱以降の時代とほぼ同じかなと思いますけれども。

そういう荒れた時代に生きたので、多分こういう命題なんだと思うけれど、もう一つだけやり方があるんじゃないのかというふうに私は思っていて、それは何かって質問しちゃった。いろいろお答え頂いて、みんな言っていることは正しいんですけど、全部ひっくるめて、愛しているから従う、恐れているから従うというのと同じような、集約的な言葉にしたら何になるかというふうに考えると、それは尊敬という言葉がいいんじゃないかというふうに私は思っています。愛される必要はなくても尊敬されるべきだというふうに思います。逆に言うと、校長になって自分が思ったのは、先生方に愛されようとか、慕われようとか思っていると気持ちがなまって、やっぱりすごく妥協的になっちゃうところがあるんです。それはいけない。自分がしっかり考えて、こうすべきだと思ったときに、そういう人情的な甘えみたいなものがあって、自分が揺らぐのはよくないので、愛されようなんてことは決して思ってくれるなというふうに言いたかったし、自分もそうしてきたつもりです。でも、恐怖政治にするつもりは毛頭ないので、やっぱり尊敬されるべきですね。人は自分の意見と違う人でも、それから、性格的に合わなくて嫌いな人でも、尊敬することはできますし、従うことはできるというふうに、これは経験的に思っています。自分の8年間の管理職生活でそういうふうに思っていたので、敢えてそういう言葉を使わせていただきました。

どうすれば尊敬されるか。いろんなことがあります。さっきの徳みたいな話がそうかもしれないけれど、まずもって管理職としては、一般教員よりもはるかに質・量ともに上回る勉強をする、これ特に大きいですね。それから、もう一つ大事なことは、自分と合うとか合わないとか、好きとか嫌いとか、そういうことに関わりなく、部下の人事とか待遇ですね、これに関しては絶対に公平にやるべきだと。嫌い

な人って、どうしても遠ざけたり、評価を低くしがちなわけだけれども、そういうことに関しては徹底して公平・公正を貫くべきだというふうに思っています。

その2つのことをすれば、部下の誰よりも一生懸命勉強して、公平・公正に扱えば必ず尊敬されるというふうに思っています。嫌われても尊敬はされると思っていますので、それによって人が従ってくれるんじゃないかなろうかというふうなことを、ちょっと申し上げました。

その後は例の玩人喪徳、玩物喪志の話をし、一番最後に、もう一つだけ。これは4月1日の辞令交付式のときに何回か使いました。ガンジーの言葉を例によって入れさせていただきました。Live as if you were to die tomorrow, Learn as if you were to live forever. 明日死ぬかのように今日を生き、永遠に生きるかのように学びなさいという、有名な言葉ですけども、それを最後に紹介して。気がついたら20分たっていた、そういう教頭講話でありました。

校長会議、教頭会議において私から話したことは以上でございます。

何か補足がありましたら、学校教育課長、お願いします。濱名課長、お願いします。

学校教育課長) 私からは1点補足をさせていただきます。

次第の3、(3)の教育研究所事業についてです。来年度の教職専門講座の予定についてお話をさせていただきました。来年度、新たに立ち上げた総括教諭の対象の悉皆研修として、学校運営研修講座を実施する予定としています。

内容としては、各校の総括教諭の方々に対して、改めてその役割、校長・教頭の学校運営の補佐、所掌グループの総括、職員の人材育成等について、自覚を持ち、職務の理解を深められるような研修となるよう企画してまいりたいと考えております。

以上になります。

教 育 長) では、ご質疑を承りたいと思います。何かありましたらお願いします。小峰委員。  
小 峰 委 員) 校長会議のことについて伺いたいと思います。

8番の連絡事項に「令和3年度以降のICTを活用した学びに向けて」というのが載っています。PTA連絡協議会からGIGAスクール構想に関わって、タブレットの導入にかかわることなどへの疑問ということが寄せられ、それに対する教育委員会からの回答文書があるのですが、校長会資料は私の手元にしかないので、皆さんにお知らせいただけるよう、簡単で結構ですので、主な質問の内容と、それに対するお答えを教えてくださいませんか。

教 育 長) 大黒指導主事。

学校教育課指導主事) こちらにつきましては、葉山町PTA連絡協議会のほうから、各校の保護者の方からの質問を取りまとめ、それに対して回答をさせていただいたものになります。  
では、質問の幾つかを取り上げてご説明をさせていただきます。

まず、保護者の方からタブレットはどのような時に使うのかとの質問がありましたので、学習指導要領でうたわれております、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながる場合に使用しますということで、特に授業の内容等が変わってくるものではありません。あらゆる授業の中で授業改善の視点をもってタブレットを使用していきますということをお答えさせていただいております。

次です。特に小学校の保護者の方だと思うのですが、キーボードの入力に対するご不安がありました。今回整備した端末は音声での入力であるとか、手書きによる文字の入力なども対応しておりますので、そういった機能を利用して、先行自治体の様子を見ていると対応が可能ですということをお答えさせていただいております。

さらに、端末の補償についてのご質問がありました。まだ活用が始まっておりませんので、故障状況がどういった具合になるかということが見えていない現時点では、基本的に、故意または重い過失によるもの以外については保護者の方に費用負担は求めない方向で考えておりますので、そのことを回答をさせていただきました。

その他、具体的な機器の説明などを回答させていただいております。

さらに、この回答については、ホームページにも掲載させていただきまして、今週になると思いますが、各学校のPTAから保護者に対してメール配信が行われることになっております。以上です。

教 育 長) よろしいですか。小峰委員。

小 峰 委 員) 保護者の方からのいろいろ、何ていうんですかね、心配も含めた質問というのは当然だろうと思えますし、今後電子教科書、認可されて、使用されるとなると、紙の教科書との違いだったり、子どもに与える影響だったり、新聞などでもいろいろと論評されていますけれども、保護者にとって大変心配な面もあると思うんですね。やはり一番は、ついていかれないという子どもが出てきてしまう、そういう心配があると思えますので、今回こういう回答が出たことは、大変安心できる一つの材料になると思えます。学校だけではなく、教育委員会として丁寧にICTの活用を進めていくという姿勢を見せることは大事なことで、ホームページに掲載されるということはいろいろな方の目に広く触れることになるので、ぜひ進めていただきたいことだと思いました。ありがとうございました。

教 育 長) ほかにございますか。下位委員。

下 位 委 員) 校長会議（7）番の町費教員等の配置計画についてなんですが、今年度と来年度に増減はありますか。

教 育 長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 町費の教員等は、専科の小学校の理科、中学校の英語、あるいは小・中をつなぐ算数・数学の教員、それから特別支援教育の支援員などについてです。学級数が変動する場合には、それに見合った形での増減がございます。

それから、支援員等につきましても、その学校の状況に鑑みて、多少の増減はご

ございます。そういった形で配置しております。

下位委員) ありがとうございます。

教育長) ほかに、よろしいですか。

では、ないようでしたら、質疑については終結いたします。

以上、定例校長会議及び教頭会議についてはこれをもって終了といたします。

(議案第 26 号、議案第 27 号)

教育長) 続きまして、日程第 4、議案第 26 号「学校医の委嘱について」、日程第 5、議案第 27 号「学校歯科医の委嘱について」を一括で議題といたします。

議案について説明をお願いします。沼田教育部長。

教育部長) 議案第 26 号 学校医の委嘱について。

次の者に学校医を委嘱する。

(別紙)

令和 3 年 3 月 22 日提出

葉山町教育委員会  
教育長 返町和久

提案理由

令和 3 年 3 月 31 日付で学校医が任期満了になることに伴い、後任の学校医を令和 3 年 4 月 1 日付で委嘱する必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定により提案するものです。

続いて、議案第 27 号 学校歯科医の委嘱について。

次の者に学校歯科医を委嘱する。

(別紙)

令和 3 年 3 月 22 日提出

葉山町教育委員会  
教育長 返町和久

提案理由

令和 3 年 3 月 31 日付で学校歯科医が任期満了になることに伴い、後任の学校歯科医を令和 3 年 4 月 1 日付で委嘱する必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定により提案するものです。

委嘱する学校医、学校歯科医については、別紙のとおりとなります。

以上です。

教育長) これは補足なしですね。

それでは質疑を承ります。質疑ございますか。よろしいですか。

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 26 号及び第 27 号につきまして、承認することにご異



議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第 26 号「学校医の委嘱について」、議案第 27 号「学校歯科医の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第 28 号)

教育長) 続きまして、日程第 6、議案第 28 号「葉山町いじめ問題調査会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案について説明をお願いします。沼田教育部長。

教育部長) 議案第 28 号 葉山町いじめ問題調査会委員の委嘱について。

次の者に葉山町いじめ問題調査会委員を委嘱する。

(別紙)

令和 3 年 3 月 22 日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

葉山町いじめ問題調査会委員を委嘱する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定により提案するものです。

委嘱する調査会の委員については、別紙名簿のとおりでございます。

以上です。

教育長) これも補足なしでよろしいですか。濱名学校教育課長。

学校教育課長) 平成 31 年 4 月から施行している葉山町いじめ防止基本方針に基づき、同年に策定、設置した葉山町いじめ問題調査会の委員について、平成 31 年 4 月から 2 年間の任期が今月末で終了となります。任期満了に伴い、改めて令和 3 年 4 月から 2 年間委員の委嘱をするものでございます。委員の名簿については別添のとおりですが、医療関係の井上氏が新規、それ以外の 4 名の委員については継続となっております。

なお、今年度は委嘱年となりますので、顔合わせ及び基本方針の確認、町のいじめの現状等について情報提供を行うため、5 月 10 日に調査会を実施する予定でございます。

説明は以上です。

教育長) 説明が終わりました。ご質疑ありましたら承ります。ございませんか。よろしいですか。

では、質疑がございませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 28 号について、承認することにご異議ございません

でしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第 28 号「葉山町いじめ問題調査会委員の委嘱について」は原案のとおり承認されました。

(議案第 29 号)

教育長) 続きまして、日程第 7、議案第 29 号「葉山町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則について」を議題といたします。

議案について説明をお願いします。沼田教育部長。

教育部長) 議案第 29 号 葉山町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則について。葉山町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則を次のとおり制定する。

(別紙)

令和 3 年 3 月 22 日提出

葉山町教育委員会  
教育長 返町和久

提案理由

葉山町立教育職員の健康及び福祉の確保を図り、学校教育の水準の維持向上に資するため、葉山町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則を定める必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものです。

概要については担当課から説明いたします。

教育長) 濱名学校教育課長。

学校教育課長) 令和元年 12 月に公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、同法の 7 条により、公立学校の教職員の業務量の適切な管理、その他、教育職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が、令和 2 年 4 月 1 日から運用されております。

この指針には、勤務時間の上限方針が実効性ある形で定められていることが重要であることがうたわれており、サービス監督権者である各教育委員会において、上限方針を教育委員会規則等において定めることとされております。

今回その流れを受け、葉山町においても教職員の業務量に関する規則を定め、教職員の働き方改革を推進するとともに、教職員の健康及び福祉の確保を図ることといたしました。

次に、規則の概要がありますので、そちらのほうもご覧ください。

第 1 条の目的ですけれども、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限

を定め、教職員の業務量の適切な管理を行うことにより、教職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としております。

第2条に業務量の管理、内容が書かれておりますが、第2条の第1項には、勤務時間の範囲について、第2項には、一時的・突発的に時間外勤務を行わなければならない場合、学校事故であったり、いじめの対応等についての許容範囲を示させていただいております。

規則の案については3枚目になりますので、そちらをご覧くださいと思います。

以上で説明を終わりにします。

教 育 長) では、ご質疑を承ります。いかがでしょうか。下位委員。

下 位 委 員) お願いします。前提条件として伺いたいんですが、時間内は何時から何時まででしょうか。

学校教育課長) 基本、8時半から5時までになりますが、どの学校も朝の打合せ等を早めに行っている学校がありますので、8時20分から打合せを行っている学校につきましては4時50分になります。

下 位 委 員) ありがとうございます。1か月において45時間、1年において360時間という規定があるんですが、これは努力目標でしょうか。それとも必ず達成せねばならない目標でしょうか。

学校教育課長) 法律で定められている時間になりますので、努力目標ではなく、ねばならない、マストの条件になります。

下 位 委 員) ありがとうございます。

教 育 長) ほか、どうでしょうか。小峰委員。

小 峰 委 員) 今、勤務時間についての範囲が示されまして、努力義務ではなくて、マストということですが、それに伴っての勤務時間等の管理が学校長に求められているわけです。管理及び指導ということになると思いますが、なかなかこれを達成するのは難しい、いわゆる管理し切れないというか、指導にやっぱり課題があるって思われるような業務にはどんなものがあるのか、教育委員会のほうではつかんでいらっしゃるのかということが一つと、もう1点は、タイムカード方式になっていると思うんですけど、そのタイムカードに記録されたデータは、教育委員会に送られてくるものなんですか。以上2点です。

教 育 長) 濱名課長。

学校教育課長) 1点目ですが、大きな課題の業務というご質問だと思いますが、それについてはやはり、先ほど申し上げたいじめの対応であったり、あるいは保護者対応を含めた部分で、児童・生徒や、保護者に対してどのように対応していくかということに多くの時間を費やす場合が多いと思います。

ただ、特に若い先生方に関しては、教材研究も含めた時間の確保というところも

課題になっていて、業務が終わった後に教材研究を行い、かなり勤務時間の上限を超えた時間まで残っていらっしゃる先生方もいると把握していますので、校内でどのように若手の先生方を含めて人材育成していくかも、学校において課題だと思います。

加えて、全体の業務量のトータル的なコーディネートは、管理職が中心になるかと思しますので、各校における働き方改革を推進していかないと、この業務量の軽減化は図れないというふうに考えております。

教 育 長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 2つ目のICカードのデータにつきましてお答えいたします。

それぞれの学校から翌月の初めまでに、教育委員会の指定したイントラネットのフォルダ内にご提出頂いて、それを教育委員会と共有できるようにしております。以上です。

教 育 長) それでいいですか。ほかには。では、ご質疑はよろしいでしょうか。

よろしいようであれば、ご質疑についてはこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。議案第 29 号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第 29 号「葉山町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第 30 号)

教 育 長) 続きまして、日程第 8、議案第 30 号「葉山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第 30 号 葉山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について。

葉山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を次のとおり改正する。

(別紙)

令和 3 年 3 月 22 日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

葉山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則について所要の改正を行う必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものです。

概要については、担当課から説明します。

教 育 長) 濱名課長。

学校教育課長) 昨年度からこの件については課題意識を持ちまして、今年度中に改正する旨、委員の皆様方にもお伝えをさせていただいた案件でございます。

それでは規則の概要のほうをご覧ください。

1 番の趣旨ですけれども、コロナ禍や学校運営協議会の推進等に鑑み、休業、校外行事、企画調整会及び学校評議員について、実際に即した見直しを行い、所要の改正を行っております。

2 番、内容、6 点ございます。

(1) 休業日を短縮する場合、休業期間短縮承認願第 1 号様式により、あらかじめ教育委員会の承認を受けることといたしました。これは今まで夏季休業の短縮など、校長が学校教育課長に口頭による連絡となっていたため、しかるべき手続を経て休業期間短縮ができるよう、規定に盛り込ませていただきました。

(2) 今回のコロナ禍による対応を踏まえ、非常 その他緊迫の実情がある場合と、感染症による場合の規定を明確に分け、感染症による場合の事前連絡及び報告を規定するとともに、地域における感染症の蔓延状況により、教育委員会が臨時休業を行うことができることといたしました。

(3) 宿泊のある場合とない場合を併せて規定していた校外行事の実施承認願を個別に規定しました。また、対外競技に関する承認願について、具体的な提出期限を定めております。これにより、手続をより明確にしております。

(4) 企画調整会議について、校長の学校運営に関する方針の決定を補佐するための会議とし、職員会議に関わる企画立案等を行うことを追記いたしました。このことで、学校における企画調整会議の位置づけをより明確にし、職員会議の前に企画調整会を実施し、事前に職員会議に関わる企画立案等を行うことで会議の短縮化を図るとともに、組織的に学校運営が行えるよう規定をしております。

(5) 来年度から南郷中学校に学校運営協議会を設置するに当たり、学校運営協議会の委員が学校評議員も兼ねることから、「学校運営協議会を設置していない学校は学校評議員を置くことができる」に表記を改めております。

(6) その他条ずれ等、所要の改正を行いました。

以上が改正の概要になります。

次に、おめくりいただいた資料でございますが、規則の一部改正箇所及び追加・変更した様式等を記したものになってございます。

さらに、横版の資料、新旧対照表になっておりますので、先ほどご説明させていただいた改正概要の 6 点がそれぞれに盛り込まれておりますので、後ほどご確認いただければと思います。説明は以上になります。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑がありましたらお願いします。小峰委員。

小 峰 委 員) 今回、休業日を短縮する場合に届け出が必要である…届け出というか、承認を受けることが必要であるということで改正が行われているようなんですけども、休業期間は校長の裁量でできるということが前提になっているというふうに考えてよろしいですか。

学校教育課長) 教育課程の編成権は校長にございますので、その前提があるというふうに認識しております。

教 育 長) それだけでよろしいですか。

小 峰 委 員) はい。分かりました。

教 育 長) ほかにご質問はいかがでしょうか。ございませんか。

ないようでしたら、質疑についてはこれで終結いたします。

それではお諮りいたします。議案第 30 号につきまして、承認することにご異議ございませんでしょうか。

委 員 全 員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第 30 号「葉山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は原案のとおり承認されました。

(議案第 31 号)

教 育 長) 続きまして、日程第 9、議案第 31 号「学校教育法施行細則の一部改正について」を議題といたします。

議案について説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第 31 号 学校教育法施行細則の一部改正について。

学校教育法施行細則の一部を次のとおり改正する。

(別紙)

令和 3 年 3 月 22 日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

学習指導要領の改訂に基づき、学校教育法施行細則に規定する指導要録等の様式の一部を改正する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものです。

概要については、担当課から説明します。

教 育 長) 瀧名学校教育課長。

学校教育課長) 来年度より中学校において新学習指導要領が完全実施されること、さらには校務支援システムの本格導入に伴い、学習指導要領等の様式を一部変更する必要があることから、その実態に合わせて各種様式を変更させていただいております。

説明は以上になります。

教 育 長) 純粹に様式だけの変更ですか。

学校教育課長) はい。

教 育 長) 何かご質問等ございますか。小峰委員。

小 峰 委 員) 一番最初に様式の中で、出席簿についての様式が書かれているんですけど、これは前とどういう点が違って、これにすることによってメリットというのは、どういうものでしょうか。

教 育 長) 梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) この変更につきましては、校務支援システムの導入に伴いまして、業者がシステム内に持っている出席簿がこちらの形式だったということで、小・中合わせての変更となっております。内容自体は変わらないのですが、様式が縦から横になったりという、若干の変更がございます。

小 峰 委 員) その校務支援システムでこの出席簿というのが、担任が記録することによってどこかに全部集約されてくるんですか。その辺の校務支援システムのことについて教えていただきたいんですけれども。

学校教育課指導主事) 説明が不足して申し訳ありません。校務の情報化というところで、校務支援システムを導入しまして、通常出席確認を教室でやった記録を校務支援システム内の所定の箇所に入力することでこの出席簿ができるようになっております。ですので、そのシステム内の様式がこれということになっております。

教 育 長) 濱名課長。

学校教育課長) ちょっと補足をさせていただくと、日々の出欠席を担任が入力することで、その月ごとの集計が自動的に出るようになります。さらに学期や1年を通した集計も自動的に出る形になります。

小 峰 委 員) すみません。細かいことまで聞いて。ということは、担任が毎日入力するということが前提になるわけなんですね。

学校教育課長) 基本的には小学校については担任の先生が日々の記録について入力をしていく形になると思います。中学校についても、主に担任になろうかと思いますが、副担任が入力する場合も、もしかしたらあるかもしれませんが、基本的に担任が日々の出欠状況について入力をしていくという形になります。

小 峰 委 員) はい、分かりました。

教 育 長) 教員経験がないと、これがどのくらい効果があるか、なかなか実感できないで

しょう。あまり言うてはよろしくないかもしれませんが、縦横の計算も、手計算でやっていって、ミスしたりするようなことが、かつては間々ありました。これは入力さえ間違わなければ、それこそ1年分、自動的に全て正確に記録されているんです。そういうところはいいかなと思います。

ほかにご質問はいかがですか。よろしいでしょうか。では、質疑についてはこれにて終結いたします。

お諮りいたします。議案第31号につきまして、ご承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教育長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第31号「学校教育法施行細則の一部改正について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第32号)

教育長) 続きまして、日程第10、議案第32号「葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案についての説明をお願いします。沼田教育部長。

教育部長) 議案第32号葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員の委嘱について。

次の者に葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員を委嘱する。

(別紙)

令和3年3月22日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員が令和3年3月31日付で任期満了になることに伴い、後任の委員を令和3年4月1日付で委嘱する必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第12号の規定により提案するものです。

委嘱する委員は、別紙名簿のとおり、再任6名、新任が3名でございます。以上です。

教育長) 再任6名。補足はいいですか。では、その名簿をご覧いただきまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。



よろしいでしょうか。では、質疑がございませんので、質疑については終了いたします。

お諮りいたします。議案第 32 号について承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第 32 号「葉山町社会教育委員及び葉山町公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第 33 号)

教 育 長) 続きまして、「日程第 11 議案第 33 号葉山町スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案について説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第 33 号葉山町スポーツ推進審議会委員の委嘱について。

次の者に葉山町スポーツ推進審議会委員を委嘱する。

(別紙)

令和 3 年 3 月 22 日提出

葉山町教育委員会

教育長 返町和久

提案理由

葉山町スポーツ推進審議会委員が令和 3 年 3 月 31 日付で任期満了になることに伴い、後任の委員を令和 3 年 4 月 1 日付で委嘱する必要があり、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定により提案するものです。

委嘱する委員は、別紙名簿のとおり、再任 3 名、新任 1 名でございます。以上です。

教 育 長) これも補足なしですね。ご質問がありましたら承ります。よろしいですか。

では、質疑がございませんので、終了いたします。

お諮りいたします。議案第 33 号について承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第 33 号「葉山町スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原

案どおり承認されました。

(議案第 34 号、議案第 35 号)

教 育 長) 続きまして、日程第 12、議案第 34 号「葉山町学校運営協議会設置規則について」及び日程第 13、議案第 35 号「葉山町学校運営協議会委員の委嘱について」を一括で議題といたします。

議案について説明をお願いします。沼田教育部長。

教 育 部 長) 議案第 34 号葉山町学校運営協議会設置規則について。  
葉山町学校運営協議会設置規則を次のとおり制定する。

(別紙)

令和 3 年 3 月 22 日提出

葉山町教育委員会  
教育長 返町和久

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定による葉山町学校運営協議会の設置に伴い、教育委員会規則を策定する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定により提案するものです。

続いて、議案第 35 号葉山町学校運営協議会委員の委嘱について。

次の者を葉山町学校運営協議会委員として委嘱する。

(別紙)

令和 3 年 3 月 22 日提出

葉山町教育委員会  
教育長 返町和久

提案理由

葉山町学校運営協議会の設置に伴い、委員を委嘱する必要があるため、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定により提案するものです。

概要については、担当課から説明いたします。

教 育 長) 濱名学校教育課長。

学校教育課長) 既にご承知のとおり、来年度から南郷中学校において学校運営協議会を設置するに当たり、先般行われました第 1 回定例会において葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が可決され、さらに先ほど葉山

町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の改正についてご承認いただきましたので、新たに葉山町学校運営協議会設置規則を策定させていただくものです。

それでは、規則の説明に移らせていただきます。まず、規則の概要については後ほどご確認いただければと思います。

次の資料、葉山町学校運営協議会設置規則にてポイントとなる箇所を中心に説明をさせていただきます。

第2条の趣旨につきましては、学校と保護者、地域住民等の学校運営の参画や支援及び協力の推進により、学校、保護者及び地域住民との間に信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童・生徒の健全育成に取り組むものとしております。

第3条、設置等について。第1項には、小・中一貫教育の推進等学校運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があると認める場合、2以上の学校において1の協議会を置くことができることを規定しております。来年度以降、南郷中学校校区において長柄小学校と合同の学校運営協議会を設置する想定をしたものでございます。

当然、第5条学校運営に関する意見の申し出。第2項に、教職員の任用に関する意見の申し出について記載させていただいております。教員の採用その他任用に関する事項については、任命権者に対して意見を述べるができるとしています。ただし、括弧にございますとおり、個人の人事に関する具体的な意見を除くこととしております。これは、本町の学校数を鑑みると、個人の配置に関する具体的な意見はふさわしくありませんので、あくまでも対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ることを想定しております。

第7条、委員の構成等です。協議会の委員は15名以内とし、2以上の学校について、1の協議会を設置した際は、教育委員会が当該校長と協議して定める人数としております。

第13条、研修等。教育委員会は、協議会の委員に対し必要な研修を行うものとしております。これを受けて、来年度は南郷中学校協議会の委員をはじめ町内教職員全体、保護者、地域の方々を対象に複数回研修会を実施する予定でございます。

規則の説明は以上になります。

次に、委員の委嘱について。令和3年度南郷中学校学校運営協議会委員名簿をご覧ください。1番から6番の委員につきましては、学識経験者、地域住民、学校教育ICTに関する知識を有する方、学校運営に資する活動を行う方となっております。7番から8番の方についてはPTA役員、9番から12番の方は南郷

中学校、長柄小学校の管理職となっております。こちら、まだ決定・公表はできませんので、役職のみを記載、明記し、氏名は空欄にさせていただきます。説明は以上になります。

教 育 長) では、議案一括でご質問があれば承ります。

協議会委員については、令和3年4月1日からの任期をもって委嘱を行っていくということですね。

それでは、学校運営協議会の設置そのものは、いつ、どういう段取りでやるんですか。梶浦指導主事。

学校教育課指導主事) 本日こちらが承認されましたら、速やかに設置予定の南郷中学校と連絡を取りまして、4月1日に学校長より学校運営協議会設置申請書の様式のご提出をいただき、こちらで設置の許可の通知を出し、4月1日から設置となります。

教 育 長) 教育委員会には報告ということになるのでしょうか。今、設置規則を承認したとして、それに基づいて指定するわけでしょう。その指定したという報告は、公的には4月のこの委員会でやるんですか。

学校教育課指導主事) 4月のこの委員会で報告をさせていただきます。

教 育 長) ということを含めてになると思いますけれども、何かご質問がありましたらお願いします。

事前に説明を受けたというところもありますので、詳細は省略になるかと思えますけれども。特にここで改めて確認するご質問はなしで、よろしいでしょうか。

では、質問がないようでございますので、これにて質疑は終結いたします。

お諮りいたします。議案第34号及び第35号について承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、議案第34号「葉山町学校運営協議会設置規則について」、議案第35号「葉山町学校運営協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

(議案第36号、議案第37号)

教 育 長) 続きまして、日程第14、議案第36号「葉山町公立学校教職員の人事異動について」、日程第15、議案第37号「葉山町教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。

本日傍聴人の方はいらっしゃいませんが、人事案件のため、一般職員は退席をお願いします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

教 育 長) 本日は職員のみでございますけれども、日程第 14、議案第 36 号「葉山町公立学校教職員の人事異動について」並びに日程第 15、議案第 37 号「葉山町教育委員会事務局職員の人事異動について」は、審議の結果、原案どおり承認されたことをご報告いたします。

(各課からの報告)

教 育 長) 続きまして、日程第 16「各課からの報告」に入ります。

生涯学習課、お願いします。中川課長。

生涯学習課長) それでは、葉山町地域学校協働活動推進員設置要綱についてご報告させていただきます。

先ほど学校運営協議会について説明がございましたけれども、地域学校協働活動は、学校運営協議会で決定された方針を実現するための動力の一つとして、地域と学校が連携・協働して地域全体で次代を担う子どもたちの成長を支えていく学校支援活動、放課後等の学習活動等の様々な活動です。活動に当たって、地域と学校のつなぎ役目となるのが地域学校協働活動推進員で、この地域学校協働活動推進員が学校支援活動や放課後の学習活動等の協力者の人選や連絡調整等を行い、学校と地域の連携を推進するものです。

簡単に言いますと、地域との連携に関して、学校運営協議会で協議した結果を実際に行う実働部隊と言えます。この要綱では、地域学校活動推進員の設置について定めた要綱で、推進員は各小・中学校に置くことができるとしております。令和 3 年度、南郷中学校に学校運営協議会が設置されますので、南郷中学校に地域学校協働活動推進員を置きます。要綱では各学校 2 名を原則とするとしておりますが、南郷中学校では 1 名で実施いたします。委嘱する方は、次の資料のとおり、水留純子氏です。人選に関してですが、水留氏は教員の経験もあり、長柄地区の状況にも明るい。また、学校長からの信頼も厚いということから委嘱することといたしました。

以上になります。

教 育 長) ただいまの報告につきまして、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。ほかの課はよろしいでしょうか。

では、ないようですので、各課からの報告を終了いたします。

(その他)

教 育 長) 続きます、日程第 17「その他」についてを議題といたします。  
委員さん方のほうから何かありますでしょうか。特になしでよろしいですか。  
それでは、主な行事予定について、教育部長、お願いします。

教 育 部 長) それでは、主な行事予定です。

3 月 23 日、小学校卒業式。

25 日、湘三管内教育長会議。

31 日、辞令交付式及び辞令伝達式。

4 月 1 日、辞令交付式。

12 日、定例校長会議。

14 日、県市町村教育委員会連合会総会。

21 日、定例教育委員会。

となっております。

まず、21 日、定例教育委員会、予定ですけれども、よろしいでしょうか。それでは、21 日の 10 時ということで、よろしく願いいたします。

それと、31 日と 4 月 1 日の件は。

教 育 長) 瀨名学校教育課長。

学校教育課長) 31 日の辞職辞令交付式・伝達式及び 4 月 1 日の辞令交付式につきましては、感染拡大状況を踏まえて、来賓の方のご参加はなしという形になりますので、委員の皆様方もご参加はございません。よろしく願いいたします。

教 育 長) ほかに補足等ございませんか。よろしいですか。

では、ないようでしたら、予定された議事はこれにて終了でございます。ここで本年 3 月 31 日をもちまして定年退職を迎えられる沼田教育部長から一言ご挨拶をお願いいたしたいと思えます。

教 育 部 長) 私は昭和 59 年、1984 年 4 月に採用され、旧役場時代の都市計画課を経て、新庁舎に引っ越しをし、電算室に異動して、プログラム開発に携わってまいりました。その後、人事異動で戸籍住民課、今の町民健康課、福祉課、財政課、税務課と経験してきました。教育委員会に関しては、平成 4 年 4 月から平成 13 年 3 月の 9 年間、教育総務課に所属しておりました。その後、平成 22 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 4 年間に生涯学習課長、そして平成 26 年 4 月から今日まで教育部長職ということで、在籍 37 年のうち実に 20 年、教育委員会、教育行政に身を置いておまして、私は、特段、教育の専門家ではないですが、なぜかこういう巡り合わせでした。今となっては、教育委員会にここまで在籍することができた

ことは、非常によかったと思っています。

教育部長として7年間過ごしてきましたけれども、自分なりに一生懸命やってきたと思っていますが、議会最終日の挨拶の中でも少し触れさせていただいた、学校給食センターについて、在職中にその姿を見ることができなかつたと、残念だと思います。自分の力不足と、そのようにも思っていますが、まもなく新年度が始まります。学校給食、小・中一貫教育、コミュニティ・スクール等々課題が山積しておりますので、ここは、ぜひ皆さん一丸となって、新教育長、新部長を支えていただきたいと、そのように思います。

最後になりますけれども、返町教育長をはじめとする教育委員の皆様には大変お世話になりました。加えて、事務局の皆様には支えになっていただいて、本当にありがとうございます。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

教 育 長) これで終わりにしてもいいんですけれども、私からもご挨拶させていただきたいと思います。

沼田部長が若干経歴のようなことをお話しでしたので、少しだけ言わせていただきますと、私は1982年の4月に教員になりました。30歳です。爾来30年間、学校現場だけにいました。一般教員を8年、8年、6年というふうに、3校替えし、その後、教頭を2校、1年ずつやり、副校長を1年やり、その後、荏田高校の校長を2年、最後は川崎高校の校長を3年。いつもよく皆さんにお話ししているとおり、定時制の教頭になったのれは私にとっては本当にいい勉強になりました。大変な状態にある子が世の中にいっぱいいるということはよく知っていましたが、定時制の実態はそれを上回るものがありまして、この人たちとどう接するかということが、リトマス試験紙というか、人を見る物差しのようなものになりました。

最初の厚木南高校の定時制の教頭のときから、最後の川崎高校で終わるときまで、卒業式というのも定時制はちょっと独特なんです。全国的には、入学者の5割ぐらいしか卒業しないんです。その卒業生たちが前に来て、卒業の言葉を述べるんですけど、これが泣かせるんです。外国籍の子もいるし、本当に経済的に困窮しているとか、DVの被害とか、ありとあらゆるものが含まれる。それでもなおかつ、「お父さん、お母さん、ありがとう」と叫ぶんです。これ、もうたまらなくて、いつも号泣していました。特に校長になってからは、非常にみっともないですよ。一番目立つところにおいて、ぼろぼろ泣いていました。ハンカチぐしょぐしょみたいな世界だったことをよく覚えています。

自分の、そこまでの履歴を考えても、校長までいったということが非常に不思議です。教育委員会に呼ばれたこともないし。本当にずっと現場を体験してきました。

さて、平成 24 年の 3 月に退職です。その 1 年前に 3.11 があり、あのときの校長会の、地震災害の被害状況のとりまとめと要望事項のとりまとめの責任者が私だったんです。県教委に持っていくための資料を作成するのも本当に大変で、あのときのゴールデンウィーク、全部それだけをずっとやりました。何はともあれ、それを提出して、その翌年、自分も卒業しました。

その 2 年後に、葉山町から教育長やる人のオファーが来ているという話が舞い込みました。びっくり仰天で、どうしたらいいか分からなかったけれど、2 つのことを考えました。1 つは、幸い横浜国大に拾われて、いろんな小学校数校を見ることができたので、全く知らない世界じゃないということ、一つの安堵があったんですね。もう一つは、教育長とか教育委員会とか、全く分からないわけで、そのことに対する不安がよぎりました。定年退職して 2 年間、県教委総務室とはいえ、非常勤で働くことしか知らないもので、果たしてどんなものかと思ったんです。考えてもいいですかと聞いたら、1 日だけ待つというんです。家へ帰ってきて妻に相談したら、ほんと即答ですね、こういうのを間髪入れずというんですけど、行けと言うんです。そういうわけでここにやってきました。

そういうことを通じて、何を考えるのかということなんですけど、人は本当に自分自身で想定してない、不思議な縁の連続によって存在しているということが、よく分かります。校長になるときも不思議だったけど、何で、誰が一体こんなところに私をよこそうと考えたのかということ自体が、本当に不思議です。でも、ここにやってこられて、私は大変うれしかった、7 年間、充実しまくりでした。自分の教員人生は、私、よく天職だと言い続けてきたし、心でもそう思っているんですけども、ここでもやっぱり天職だみたいな、そんな感じだと思います。そういう意味で幸せだったかなと思っています。

平成 26 年に着任したとき、何も分からないけれど、幾つかのことは考えるわけです。一つは校長会議なんですけど、あのときに自分に言い聞かせたのは、遠慮せずに、とにかく言いたいことを言おうと。自分は小・中のことは分からないからとか、葉山町のことを何も知らないからといって、そこで臆することはしない。絶対言いたいことは言っちゃおうというのが一つの考えでした。

それから議会に対しても、これも全くよく分からないけれど、議員の背後にいる町民に向かってしゃべるんだと、そんなふうに思っていました。時には、議員



の質問を材料にして、町民向けの説明を議会の場でしてしまうことができないかということを考えました。ちょっとそういう余計なことを議会について考えていました。

それから、教育委員会の特に定例会を中心とした運営について思っていたことはというと、既に着任したころには、例の大津市のいじめ事件に端を発した教育委員会廃止論みたいなものが政界や何かでずっとささやかかれていて、やがて地教行法の改正につながります。そういうふうに変更するか、あるいは廃止してしまおうみたいな議論の背景にあった、いろんな理由ですけれども、一つよく言われていたのは、マンネリ化していて、前例踏襲で、発展性がない。そういう会議をやっているだけでは意味がないということでした。皆さん方もいろんなことをお話しになるだろうと思ったんですけれども、自分のほうでしゃべれることは、できるだけいっぱいしゃべろうと思いました。2時間かけずに終わることはやめようという、そういうくだらない目標を持っていました。そのうちに、そういうふうにしゃべっていい場なんだという感じで、皆さんがいろいろなことをお話しになればいいのかと考えました。

同じことを、その縮小版で、学校視察に行ったときにも考えました。とにかく校長にとってつらいことでも平気で言っちゃうとか、そういうふうな構造に変えようと思ったことをよく覚えています。うまくいったかどうかは分かりませんが。

着任したときには、山崎委員もいらっしゃいまして、あのご高齢で、ああいう気品がある話し方や挙作動作で、本当に賢明な方がいらっしゃると思い、非常に尊敬の念を持ちました。自分があの年になって、ああいうふうにできるといいなと、一つのモデルとして受け止めています。

それから遠藤委員ですけど、さまざまな場で常にトップバッターとして話の口火を切っていただいた。学校視察のときもそうです。それから、教科書選定のとき。本当に臆せずに、自由にいろんなことを言ってくれました。教員とか行政じゃなくて、保護者とか一般住民の目線で見たとときに、同じことがどう見えるのかということに関して、非常に率直に、いい意見をいっぱい言ってくださる方だったというふうに記憶しています。大変ありがたかった。

下位委員には遠藤委員の交代ということでいらしていただきました。先ほど松浪中学校と一緒にいったことをお話ししましたので、思い出はそれに尽きる言えますが、もう一つ、下位さんにすごく感謝しているというか、自分の気持ちの中で助かったことがあります。何か海岸にイベントに行って雑談している中で、

下位委員が言ったんです。葉山町に大変いい人が来たと。まあ、うれしいです、率直に言って。そんなふうに見てくださるのであれば、自分がやっていることもまんざらではないのかと。下位さんは当時は教育委員でも何でもないので、大変励ましていただいたように思っています。

それから水沢委員、教育委員に加わっていただきまして、ありがとうございます。水沢委員の職からして、こちらに来ていただくことに関しては、一筋縄ではいかなくて、いわば三顧の礼のようにし、水沢委員にいらしていただきました。私は自分のことを、アマチュアだしディレタントだなといつも思うんだけど、水沢委員は専門家だし、文化人というのはこういうものだという目をの当たりにする思いで、いつも深いお話を聞かせていただきました。ありがとうございます。

それから小峰委員ですが、教科書選定のときに意図的に仕組んでいるんですけど、国語で一種の議論というか、対立の構図みたいなのができるといいなと思いました。小峰委員のおっしゃることは、全然否定するとかという関係ではなくて、そういうふうにして、本当に古い言葉ですけど、弁証法的に何か発展して、いい議論になればいい。少しは議論らしい議論が展開されている様子が記録に残るといいなということもあって、国語とか道德のときには、少し意図的に振ったところがあります。決してご迷惑じゃなかったというふうに思っているんですけども。私は高校しか知らなくて、実際に学校視察なんかに行ったときに、特に小学校に関しては、全然分からないんです。小学校2年とかで算数を教えてみろなんていわれたら、立ち往生です。どうしていいか分からないというのが本当のところなんです。小峰委員は本当にきめ細かく、ご指摘を縦横にさせていただいて、大変参考になったし、校長にとってもよかったんじゃないかと思っています。そういう意味では、小峰委員抜きだと、あとみんなもう素人同然と言ってもいいわけなので、小峰委員に依存していたところがすごく大きかったと、ずっと思っていました。引き続き、小峰委員なくして葉山町教委なしというくらいの感じで、お願いしたいというふうに思っているところです。

鈴木委員に関して申し上げます。平成26年の4月1日にここに来たとき、朝一に私に対する辞令交付があって、その後、当時は一応協議して教育長を選出するという建前になっていたのですが、8時半ぐらいですか、早朝一番で臨時会があって、鈴木委員長が仕切っていただいて、当然のように教育長を選出したんですけど、話しっぷりも何か伝法というか、そういう話しっぷりの人なので、へえ、こういう方がいるんだとびっくりしました。しかし、馬が合うというか、こういう

人、好きだなという感じでスタートしました。終始一貫そうです。失礼にならないといいんですけど、尊敬とか、あまりそういう感情じゃないんです。とても馬が合って、好きだなという感じです。単刀直入な、率直なお話しの仕方、思うことをずばりとおっしゃるところは、自分にはない発想ですかね。そういうものをふんだんにお持ちで、すごくびっくりしたし、参考にもなりました。一見、伝法な口調なんですけど、実はとても優しく、細かいことによく気がつかれる方なんです。校長とか教頭がちょっとダウン寸前のようなときに、ちゃんと気がついて、サポートに行ってくださいるのは鈴木委員です。そういうことに本当によく気がつかれる方ですね。

もう一つ、特に人事案件だと思いますけど、やっぱり短い言葉でずばりと言われることが、とても本質をよく突いていて、世の中の教員とか公務員とかと違った、民間世界の中でもまれている方の鋭さみたいなものを鈴木委員にかいま見せていただいたというふうに思っています。

7年間、そういう意味で精神的に支えていただいたのは、鈴木委員だったかなと思っています。私の議会での別れの挨拶があるからと、わざわざ傍聴に来てくださるような、そういう配慮というんですか、そういう神経の使い方をされる方なので、すばらしい方だなと思っておりました。7年間どうもありがとうございました。ほかの皆さんも、ありがとうございました。

職員の皆さんについては、また何かの折にお話しすることがあると思いますので、そこに譲りますが、沼田部長とは図らずも7年間、このコンビでぴったり付き添ってきました。7年間ほとんど距離を置かずに接してくるというのは、希少な体験だったと思います。最初のうち、よく行政処理の仕方が分からない私を助けていただくことから始まって、次第に息も合ってきて、よかったと思っています。大変お世話になりました、ありがとうございました。

以上でございます。ありがとうございました。

では、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。時刻は12時13分でございます。